

報告第 27 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 9 月 30 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

処 分 事 項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
平成 27 年 8 月 19 日	220,454 円	■■■■■ ■■■■■	平成 27 年 5 月 27 日午後 3 時頃、羽曳野市羽曳が丘 3 丁目 17 番 7 号付近において、公用車が交差点進入後に、左側より直進してきた相手方原付バイクと衝突し、相手方を負傷させ、及び双方車両を損傷させたもの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を 75%、相手方を 25%とする。 (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。 (4) 相手方は、本市に対し事故に関する一切の損害賠償金として 26,798 円を支払う。 (5) 本市は、相手方に対しその余の請求権を放棄する。
平成 27 年 9 月 15 日	142,355 円	■■■■■ ■■■■■	平成 27 年 8 月 18 日午後 4 時頃、藤井寺市岡 2 丁目 8 番 9 号近鉄南大阪線藤井寺駅北側ロータリー内において、公用車が後退した際、停車中の相手方車両に衝突し、バンパー等を損傷させたもの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を 100%、相手方を 0%とする。 (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。

処 分 事 項

和解

専決年月日	和解の相手方	事件の概要	和解事項
平成 27 年 8 月 19 日	<p>■■■■■ ■■■■■</p>	<p>平成 27 年 7 月 27 日午前 10 時 50 分頃、羽曳野市野々上 2 丁目 30 番 7 号付近において、循環バスが信号待ちより発進した際、左側民家敷地より出てきた相手方車両に衝突され、循環バス左後方を損傷したものの。</p>	<p>(1) 本件事故の責任割合については、市を 0%、相手方を 100% とする。 (2) 相手方は、本市に対し事故に関する一切の損害賠償請求権及びその余の請求権を放棄する。 (3) 相手方は、本市に対し事故に関する一切の損害賠償金として 150,563 円を支払う。 (4) 本市は、相手方に対しその余の請求権を放棄する。</p>